

第7号様式(第7条)

令和2年4月15日

(あて先) 東村山市議会議長

会派名 国民民主党

経理責任者名 鈴木 たつお



収支報告書

東村山市議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、下記のとおり令和元年度政務活動費の収支について報告します。

記

- 1 収入 政務活動費 137,500円
2 支出

(単位:円)

項目	金額	備考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費	159,630	
その他の経費		
合計	159,630	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

- 3 残額 0円

政務活動費出納簿(会派名 国民民主党) 期間:令和元年5月1日から令和2年3月31日まで

月	日	内容	領収書 番号	収入	支出	残高	項目	備考
		政務活動費(1人×11か月)		137,500		137,500		※1人 1ヶ月 12,500円
6	5	補助職員人件費(5月分)	1		44,880	92,620	人件費	勤務時間 44時間 × 時給 1,020円
7	5	補助職員人件費(6月分)	2		39,270	53,350	人件費	勤務時間 38.5時間 × 時給 1,020円
8	5	補助職員人件費(8月分)	3		49,980	3,370	人件費	勤務時間 49時間 × 時給 1,020円
9	5	補助職員人件費(9月分)	4		25,500	-22,130	人件費	勤務時間 25時間 × 時給 1,020円
		合計		137,500	159,630	-22,130		

※月日は、領収書の発行日にかかわらず、実際に支払った日を記載しています。

労働条件通知書

令和元年 5月10日

殿

事業場名称・所在地 東京都東村山市本町1丁目2番地3
使用者職氏名 東村山市議会国民民主党 鈴木たつお

契約期間

期間の定めなし、期間の定めあり(令和元年5月13日～令和元年9月30日)
※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入

1 契約の更新の有無

[自動的に更新する・更新する場合があります得る・契約の更新はしない・その他()]

2 契約の更新は次により判断する。

(・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力
・会社の経営状況 従事している業務の進捗状況
・その他())

【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】

無期転換申込権が発生しない期間： I (高度専門)・II (定年後の高齢者)

I 特定有期業務の開始から完了までの期間(年 か月(上限10年))

II 定年後引き続き雇用されている期間

就業の場所

東京都東村山市本町1丁目2番地3他

従事すべき
業務の内容

東村山市議会国民民主党の政務活動におけるリファレンス業務

【有期雇用特別措置法による特例の対象者(高度専門)の場合】

・特定有期業務()

開始日：

完了日：

始業、終業の
時刻、休憩時
間、就業時転
換(1)～(5)
のうち該当す
るもの一つに
○を付けるこ
と。、所定時
間外労働の有
無に関する事
項

1 始業・終業の時刻等

(1) 始業(時 分) 終業(時 分)

【以下のような制度が労働者に適用される場合】

(2) 変形労働時間制等；()単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間
の組み合わせによる。

始業(時 分) 終業(時 分) (適用日)

始業(時 分) 終業(時 分) (適用日)

始業(時 分) 終業(時 分) (適用日)

(3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。

(ただし、フレックスタイム(始業) 時 分から 時 分、

(終業) 時 分から 時 分、

コアタイム 時 分から 時 分)

(4) 事業場外みなし労働時間制；始業(時 分) 終業(時 分)

(5) 裁量労働制；始業(時 分) 終業(時 分)を基本とし、労働者の決定に委ねる。

2 休憩時間(0)分

3 所定時間外労働の有無(有, 無)

休 日

・定例日；毎週土、日曜日、国民の祝日、その他()

・非定例日；週・月当たり 日、その他()

・1年単位の変形労働時間制の場合 年間 日

○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

休 暇

1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 0 日

継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無)

→ か月経過で 日

時間単位年休(有・無)

2 代替休暇(有 無)

3 その他の休暇 有給(無)

無給(無)

○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

賃金	<p>1 基本賃金 イ 月給 (円)、ロ 日給 (円) ハ 時間給 (1,020円)、 ニ 出来高給 (基本単価 円、保障給 円) ホ その他 (円) ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div> <p>2 諸手当の額又は計算方法 イ (手当 円 /計算方法:) ロ (手当 円 /計算方法:) ハ (手当 円 /計算方法:) ニ (手当 円 /計算方法:)</p> <p>3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超 月60時間以内 (125)% 月60時間超 ()% 所定超 (100)% ロ 休日 法定休日 ()%、法定外休日 ()% ハ 深夜 (25)%</p> <p>4 賃金締切日 () - 毎月末日、() - 毎月 日 5 賃金支払日 (翌月) - 毎月20日、() - 毎月 日 6 賃金の支払方法 (現金)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>7 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (<input checked="" type="radio"/> 無 , 有 ()) 8 昇給 (時期等 無) 9 賞与 (有 (時期、金額等) , <input checked="" type="radio"/> 無) 10 退職金 (有 (時期、金額等) , <input checked="" type="radio"/> 無)</p> </div>
退職に関する事項	<p>1 定年制 (有 (歳) , 無) 2 継続雇用制度 (有 (歳まで) , 無) 3 自己都合退職の手続 (退職する14日以上前に届け出ること) 4 解雇の事由及び手続 〔 精神の異常や身体の虚弱、老衰などのため職務遂行業務に 耐えられない者 〕</p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</p>
その他	<p>・社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他 ()) ・雇用保険の適用 (有 , <input checked="" type="radio"/> 無) ・その他 ()</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。 労働契約法第18条の規定により、有期労働契約（平成25年4月1日以降に開始するもの）の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、この「5年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したとおりとなります。</p> </div>



※ 以上のほかは、当社就業規則による。

※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

2020年4月1日

年間勤務表



(2019年度)

承認	起草
	

月	勤務日数	勤務時間	単価	金額
4				
5	9日	44時間00分	1,020円	44,880円
6	8日	38時間30分	1,020円	39,270円
7				
8	11日	49時間00分	1,020円	49,980円
9	5日	25時間00分	1,020円	25,500円
10				
11				
12				
1				
2				
3				
計	33日	156時間30分	1,020円	159,630円

月間勤務表

(2019年5月)

承認	起草
	



日	曜日	始業時刻	終業時刻	勤務時間	勤務場所	勤務内容	備考
1	水						
2	木						
3	金						
4	土						
5	日						
6	月						
7	火						
8	水						
9	木						
10	金						
11	土						
12	日						
13	月						
14	火						
15	水						
16	木						
17	金						
18	土						
19	日						
20	月	9:00	15:00	5:00	個人事務所	一般質問調査研究	1時間休憩
21	火	9:00	15:00	5:00	個人事務所	一般質問調査研究	1時間休憩
22	水	9:00	11:00	2:00	議員控室	一般質問調査研究	
23	木	9:00	17:00	7:00	個人事務所	一般質問調査研究	1時間休憩
24	金	9:00	17:00	7:00	個人事務所	一般質問調査研究	1時間休憩
25	土						
26	日						
27	月	18:00	20:00	2:00	鈴木事務所	一般質問調査研究	
28	火	9:00	17:00	7:00	個人事務所	一般質問調査研究	1時間休憩
29	水	18:00	20:00	2:00	鈴木事務所	一般質問調査研究	
30	木	9:00	17:00	7:00	個人事務所	一般質問調査研究	1時間休憩
31	金						
合計				44:00			

※半角入力、24時間表記

勤務日数 9日 勤務時間 44時間00分

月間勤務表

(2019年6月)

承認	起草
	



日	曜日	始業時刻	終業時刻	勤務時間	勤務場所	勤務内容	備考
1	土						
2	日						
3	月	9:00	11:00	2:00	議員控室	一般質問調査研究	
4	火	14:00	17:00	3:00	鈴木事務所	一般質問調査研究	
5	水	9:00	17:00	7:00	個人事務所	一般質問調査研究	1時間休憩
6	木	9:00	17:00	7:00	個人事務所	議案質疑調査研究	1時間休憩
7	金	9:00	17:00	7:00	個人事務所	議案質疑調査研究	1時間休憩
8	土						
9	日						
10	月	9:00	17:00	7:00	個人事務所	議案質疑調査研究	1時間休憩
11	火	9:00	10:30	1:30	議員控室	議案質疑調査研究	
12	水	13:00	17:00	4:00	議員控室	議案質疑調査研究	
13	木						
14	金						
15	土						
16	日						
17	月						
18	火						
19	水						
20	木						
21	金						
22	土						
23	日						
24	月						
25	火						
26	水						
27	木						
28	金						
29	土						
30	日						
合計				38:30			

※半角入力、24時間表記

勤務日数 8日 勤務時間 38時間30分

月間勤務表

(2019年8月)

承認	起草
	



日	曜日	始業時刻	終業時刻	勤務時間	勤務場所	勤務内容	備考
1	木						
2	金						
3	土						
4	日						
5	月						
6	火						
7	水						
8	木						
9	金	9:00	12:00	3:00	個人事務所	一般質問調査検討	
10	土	13:00	17:00	4:00	鈴木事務所	一般質問調査検討	
11	日						
12	月						
13	火						
14	水	9:00	17:00	7:00	個人事務所	一般質問調査研究	1時間休憩
15	木						
16	金	9:00	14:00	4:00	議員控室	一般質問調査研究	1時間休憩
17	土						
18	日						
19	月	9:00	17:00	7:00	個人事務所	一般質問調査研究	1時間休憩
20	火	9:00	14:00	4:00	議員控室	一般質問調査研究	1時間休憩
21	水						
22	木						
23	金						
24	土						
25	日						
26	月						
27	火	9:00	14:00	4:00	鈴木事務所	一般質問調査研究	1時間休憩
28	水	9:00	14:00	4:00	鈴木事務所	議案質疑調査研究	1時間休憩
29	木	9:00	14:00	4:00	鈴木事務所	議案質疑調査研究	1時間休憩
30	金	9:00	14:00	4:00	鈴木事務所	決特質疑調査研究	1時間休憩
31	土	9:00	14:00	4:00	鈴木事務所	決特質疑調査研究	1時間休憩
合計				49:00			

※半角入力、24時間表記

勤務日数 11日 勤務時間 49時間00分

月間勤務表

(2019年9月)

承認	起草
	

日	曜日	始業時刻	終業時刻	勤務時間	勤務場所	勤務内容	備考
1	日						
2	月	9:00	14:00	4:00	鈴木事務所	決特質疑調査研究	1時間休憩
3	火	9:00	14:00	4:00	議員控室	決特質疑調査研究	1時間休憩
4	水	13:00	16:00	3:00	議員控室	決特質疑調査研究	
5	木	9:00	17:00	7:00	個人事務所	決特質疑調査研究	1時間休憩
6	金	9:00	17:00	7:00	個人事務所	決特質疑調査研究	1時間休憩
7	土						
8	日						
9	月						
10	火						
11	水						
12	木						
13	金						
14	土						
15	日						
16	月						
17	火						
18	水						
19	木						
20	金						
21	土						
22	日						
23	月						
24	火						
25	水						
26	木						
27	金						
28	土						
29	日						
30	月						
1	火						
合計				25:00			

※半角入力、24時間表記

勤務日数 5日 勤務時間 25時間00分

1

領 収 証 **東村山市議会
国民民主党** 様 No.

〒44,880

内 訳 ④ 政務活動費
現金 令和6年6月5日 上記正に領収いたしました 収入印紙
小切手
手形
消費税額等(%)

アウトリーチ・ジャパン
代表 石原 恒
〒181-0013 東京都三鷹市下連雀6-6-6
TEL 080-5472-6899

2

領 収 証 **東村山市議会
国民民主党** 様 No.

〒29,270

内 訳 ④ 政務活動費
現金 令和6年7月5日 上記正に領収いたしました 収入印紙
小切手
手形
消費税額等(%)

アウトリーチ・ジャパン
代表 石原 恒
〒181-0013 東京都三鷹市下連雀6-6-6
TEL 080-5472-6899

3

領 収 証 **東村山市議会
国民民主党** 様 No.

〒19,980

内 訳 ④ 政務活動費
現金 令和6年8月5日 上記正に領収いたしました 収入印紙
小切手
手形
消費税額等(%)

アウトリーチ・ジャパン
代表 石原 恒
〒181-0013 東京都三鷹市下連雀6-6-6
TEL 080-5472-6899

領 収 証

東村山市議会
国民民主党

様 No.

★ 円 〇〇〇

内 訳 _____

現 金 _____

小 切 手 _____

手 形 _____

消費税額等(%) _____

世 政務 事務 文 政

令和元年 9月 5日 上記正に領収いたしました

収入印紙

アウトリーチ・ジャパン

代表 石原 恒

〒181-0013 東京都三鷹市下連雀6-6-0

TEL 080-5472-6899

